

告 示

埼玉県告示第五百二十号

次の事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、平成二十七年五月二十六日に埼玉県議会臨時会を招集する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

付議する事件

- 一 埼玉県議会議長を選挙することについて
- 二 埼玉県議会副議長を選挙することについて
- 三 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 四 埼玉県議会常任委員会委員を選任することについて
- 五 埼玉県議会議会運営委員会委員を選任することについて
- 六 埼玉県議会特別委員会を設置することについて
- 七 埼玉県議会特別委員会委員を選任することについて
- 八 議員のうちから選任される埼玉県監査委員について同意を求めることについて
- 九 埼玉県浦和競馬組合議会議員を選挙することについて
- 十 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員を選挙することについて